

東広島市監査公表第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、平成30年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

平成31年3月27日

東広島市監査委員	水	戸	晃
同	重	河	格
同	池	田	隆興

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

対象部局等		対象期間
政策企画部	政策推進課	平成30年度（平成30年10月末現在）
生活環境部	地域づくり推進課	平成30年度（平成30年8月末現在）
	八本松・志和・高屋出張所	平成30年度（平成30年8月末現在）
こども未来部	小谷・造賀・高屋中央・乃美尾・上黒瀬・板城西・河内西・三津・木谷保育所 認定こども園くば	平成30年度（平成30年9月末現在）
産業部	農林水産課	平成30年度（平成30年9月末現在）
下水道部	下水道建設課	平成30年度（平成30年9月末現在）
消防局	消防総務課	平成30年度（平成30年10月末現在）
生涯学習部	文化課	平成30年度（平成30年11月末現在）

第2 監査の実施期間

平成30年10月16日から平成31年3月22日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、事務の一部に次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されており、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

【産業部】

（農林水産課）

1 契約事務

(1) 道の駅湖畔の里福富に係る指定管理業務において、協定に定める業務報告書が提出されておらず、月ごとの利用状況報告では修繕等の実施結果状況や管理経費の収支状況に係る報告がされていなかった。

公の施設の管理の適正を期するためにも、指定管理者に対し適切な指示・指導を行われたい。

(2) 直売所等に係る指定管理業務において、協定に定める事業報告書や利用者アンケートに係る調査報告書、業務報告書が提出されていなかった。また、月ごとの利用状況報告で修繕等の実施結果状況や管理経費の収支状況に係る報告がされていないものがあった。

公の施設の管理の適正を期するためにも、指定管理者に対し適切な指示・指導を行われたい。

【消防局】

（消防総務課）

1 徴収事務

消防敷地等使用料において、調定事務が遅れ、過年度収入となっているものがあった。会計規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。

第5 監査意見

1 指定管理者に対する指導・監督について

今期の監査において、指定管理者が基本協定に定めている業務報告書、アンケート調査報告書の提出を怠っていたもの等不適切な事務処理が判明した。

指定管理者制度は市民の福祉増進のため、公の施設を最大限に活用することを目的としており、協定書により指定管理者に代行させる業務内容や責任のあり方等を明確にしている。

業務報告書等は、指定管理者による施設の業務や管理が経済的、効率的に行われているかをチェック・評価し、その結果を施設の適正な管理運営に反映させるための重要な報告である。

こうした報告事務が指定管理者の認識不足や施設所管課の指導不足等により、基本協定に沿って適正に執行されず、その内容も形骸化していったものと思われる。

所管課においては指定管理者による管理運営の実態を把握し、指定管理料の精査を行うとともに、指定管理者に対して基本協定に基づいた事務を執行するための指導、改善を行い、適正な措置を講じられたい。